

※※第	号
※ 受付年月日	令和 年 月 日

児童扶養手当 額改定届 (減額)

(フリガナ) 氏名	生年月日	証書番号
	昭和 平成	第 -00号

住所	〒 - TEL ()
----	----------------

対象児童でなくなった 児童の氏名・生年月日	対象児童でなくなった理由	理由の発生した年月日
(年 月 日生)	イロハニホヘトチリヌル ヲ()ワ()カ()ヨ	令和 年 月 日
(年 月 日生)	イロハニホヘトチリヌル ヲ()ワ()カ()ヨ	令和 年 月 日
(年 月 日生)	イロハニホヘトチリヌル ヲ()ワ()カ()ヨ	令和 年 月 日

上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届け出ます。

令和 年 月 日

益田市長 様

氏名

印

※※ 証書作成	令和 年 月 日	※※ 改定通知	令和 年 月 日 第 号
---------	----------	---------	-----------------

◎ 諸注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

児童扶養手当 額改定届（減額） （諸注意）

- 1 「対象児童でなくなった理由」の欄は、次のイからヨまでのいずれかに該当するものを○で囲んでください。
 なお、ㄱまたはカを○で囲んだ場合は、その公的年金の種類を、ㄱに掲げるところにより、(イ) から (ツ) までの文字でかつこ内に記入してください。また、ㄱを○で囲んだ場合は、その遺族補償の種類を、ㄱに掲げるところにより、(1) から (8) までの数字でかつこ内に記入してください。
 イ 手当の支給を受けている人が児童の母であって、その母に監護されなくなった。
 ロ 手当の支給を受けている人が児童の父であって、その父に監護されなくなり、又は生計を同じくしなくなった。
 ハ 手当の支給を受けている人が児童の母又は父以外の人であって、その人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。
 ニ 死亡した。
 ホ 日本国内に住所がなくなった。
 ヘ 児童が 18 歳に達した日の属する年度が終了した。
 ト 18 歳に達した日の属する年度が終了した児童であって児童扶養手当法施行令（以下「令」といいます。）別表第 1 に定める程度の障害の状態にあったものが 20 歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。
 チ 母の監護を受けている場合若しくは養育者の養育を受けている場合であって、父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同様。）と生計を同じくするようになった。
 リ 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であって母と生計を同じくするようになった。
 ヌ 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同様。）等により、母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同様。）に養育されるようになった。
 ル 父が婚姻等により、父の配偶者の養育されるようになった。
 ヲ 父又は母の死亡によって支給される次の (イ) から (ツ) までのいずれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。
 (イ) 国民年金
 (ロ) 厚生年金保険の年金
 (ハ) 船員保険の年金
 (ニ) 恩給
 (ホ) 国家公務員共済組合の年金
 (ヘ) 条例による地方公務員の年金
 (ト) 地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金
 (チ) 日本私立学校振興・共済事業団の年金
 (リ) 農林漁業団体職員共済組合の年金
 (ヌ) 国会議員互助年金
 (ル) 日本製鉄八幡共済組合の年金
 (ヲ) 執行官の恩給
 (ワ) 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金
 (カ) 戦傷病者、戦没者遺族の年金または給与金
 (コ) 未帰還者の留守家族手当または特別手当
 (ク) 労働者災害補償保険の年金
 (ケ) 国家公務員災害補償制度の年金
 (コ) 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
 (セ) 地方公務員災害補償制度の年金
 ヲ 児童又は手当を受けている人が、児童の父又は母の死亡によって支給される次の (1) から (8) までのどれかに該当する遺族補償を受けることができるようになった。
 (1) 労働基準法による遺族補償
 (2) 国会職員法による災害補償
 (3) 船員法による遺族手当
 (4) 災害救助法による遺族扶助金
 (5) 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償
 (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付
 (7) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付
 (8) 証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付
 カ 手当を受けている人が母又は養育者である場合であって、児童が父に支給されるㄱの (イ) から (ツ) までのいずれかに該当する公的年金の額の加算の対象となった又は手当を受けている人が父である場合であって児童が母に支給されるㄱの (イ) から (ツ) までのいずれかに該当する公的年金の額の加算の対象となった。
 ヱ 次の (イ) から (チ) までのどれにも該当しなくなった。
 (イ) 父母が婚姻を解消した児童
 (ロ) 父又は母が死亡した児童
 (ハ) 父又は母が令別表第 2 に定める程度の障害の状態にある児童
 (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
 (ホ) 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
 (ヘ) 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
 (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 (チ) 前号に該当するかどうか明らかでない児童
- 2 児童扶養手当法（以下「法」といいます。）第 9 条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き 1 年以上拘禁されていること又は明らかでないこと、のいずれかに該当する児童をいいます。以下同様です。）が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第 9 条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となる場合がありますので、詳しくは、市役所、区役所または町村役場の人によく聞いてください。
- 3 すべての対象児童が 1 のイからㄱまでのどれかに該当するようになったときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。